# 吸収分割に係る事後開示書類

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項）

2024 年 12 月 6 日

アルプスアルパイン株式会社
アルパイン株式会社

2024 年 12 月 6 日

# 吸収分割に係る事後開示書類

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項）

東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号
アルプスアルパイン株式会社
代表取締役 社長 最高経営責任者　泉 英男

東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号
アルパイン株式会社
代表取締役社長　渡辺　好勝

アルパイン株式会社（以下「甲」といいます。）及びアルプスアルパイン株式会社（以下「乙」といいます。）は、2024 年 10 月 28 日付で吸収分割契約書を締結し、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社、効力発生日を 2024 年 12 月 6 日として、甲が保有する株式会社アルプス物流（以下「アルプス物流」といいます。）の株式の管理事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2024 年 12 月 6 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

甲の株主は乙のみであり、乙は甲の特別支配株主に該当することから、会社法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

甲は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、乙に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法第 797 条第 1 項ただし書に規定する場合（簡易分割）に該当することから、乙に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 10 月 29 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 12 月 6 日をもって、甲から、甲がアルプス物流の株式の管理事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。乙が甲から承継した権利義務は、甲が保有するアルプス物流の発行済株式全てのみであり、その帳簿価格は、164,312,600 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2024 年 12 月 6 日から 2 週間以内に登記を申請する予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 略式分割

甲は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

(2)　簡易分割

乙は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本吸収分割に反対する旨を通知した乙の株主（当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

以上